

〈高山労基署だより〉

平成23年3月号

弥生3月を迎え、ようやく春の訪れを感じられるようになってきました。年度末となり、当署におきましても、平成23年度の行政運営についての計画を策定しつつあります。限られた人員、予算の中、施策は重点的、効率的にならざるを得ませんが、飛騨地域の職場が、少しでも安全・安心に働ける職場となるよう、十分検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。なお、運営方針の概要については、次月号でご紹介することとしております。

<東北地方太平洋沖地震及び飛騨地域での地震に関して>

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、連日報道されているように、東北、関東地方を中心に未曾有の被害を各地に与えています。また、飛騨地域では、2月27日の震度4の地震及びその後の度重なる地震により被害が生じています。

今般の地震により、飛騨地域の事業場にも、直接的にあるいは間接的に、様々な損害、被害が生じているものと思われます。そこで、皆様には、次のことをお願いいたします。

労働者が業務上の災害により負傷等した場合、休業4日以上が見込まれるときは、労働安全衛生法に基づき、「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出することが義務付けられています。今般の地震に関しても、被災地域へ出張中に生じた場合など、該当する場合がありますので、速やかな死傷病報告の提出をお願いします。労働災害に該当するかどうか不明な場合については、労災保険の適用についても問題となりますので、早めに当署安全衛生課及び労災課へご相談ください。

労働者を解雇する場合、労働基準法により30日以上前の予告又は予告手当の支払いをしなければなりません。また、操業短縮、一時帰休などにより労働者を休業させる場合は、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。この例外として、「天災地変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能となった場合」がありますが、今般の地震に関しては、「地震により施設・設備等に直接的な被害を被り、そのために事業の全部または大部分が継続不可能となった場合」はこれに該当すると考えられますが、「施設・設備に直接的な被害は被らなかったが、取り引き先あるいは道路・鉄道が被害を受け、原材料の仕入れ、製品の納入が不能となった場合」については、直ちに該当するとは言えず、事案ごとに総合的に判断する必要があります。これらの事態が生じる恐れのある場合についても、当署監督課へ早めにご相談ください。

なお、旅館、ホテル、飲食店等においては、予約客のキャンセルが相次ぎ、経営に重大な影響が生じる恐れが出ています。また、その他の業種においても経済活動の低下により売上の減少が危惧されます。これに操業短縮、一時帰休等により労働者を休業させて対応する場合については、労働基準法に基づき、正社員ばかりでなく、パートタイマー、アルバイトであっても、休業手当の支払いが必要となりますが、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の利用が可能な場合がありますので、ハローワークへご相談ください。

<リスクアセスメント講習会の開催について>

2月28日に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、「リスクアセスメント講習会」を開催いたしました。当日は、30名の参加があり、当署担当者からの、リスクアセスメント導入についての説明、およびDVDによる研修を行ったほか、3班(製造業2班、サービス業1班)に分かれて、リスクアセスメントの実習を行いました。

これからの災害防止対策の中心となるリスクアセスメントが、飛騨地域の職場の安全・安心を確保していくよう、当署においては、今後も、こうした講習会の開催のほか、個別に事業場にお伺いして、リスクアセスメントの導入、定着に向けての指導を行ってまいります。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見ることができます。(ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。